

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について

1. 設定にあたっての基本的な考え方

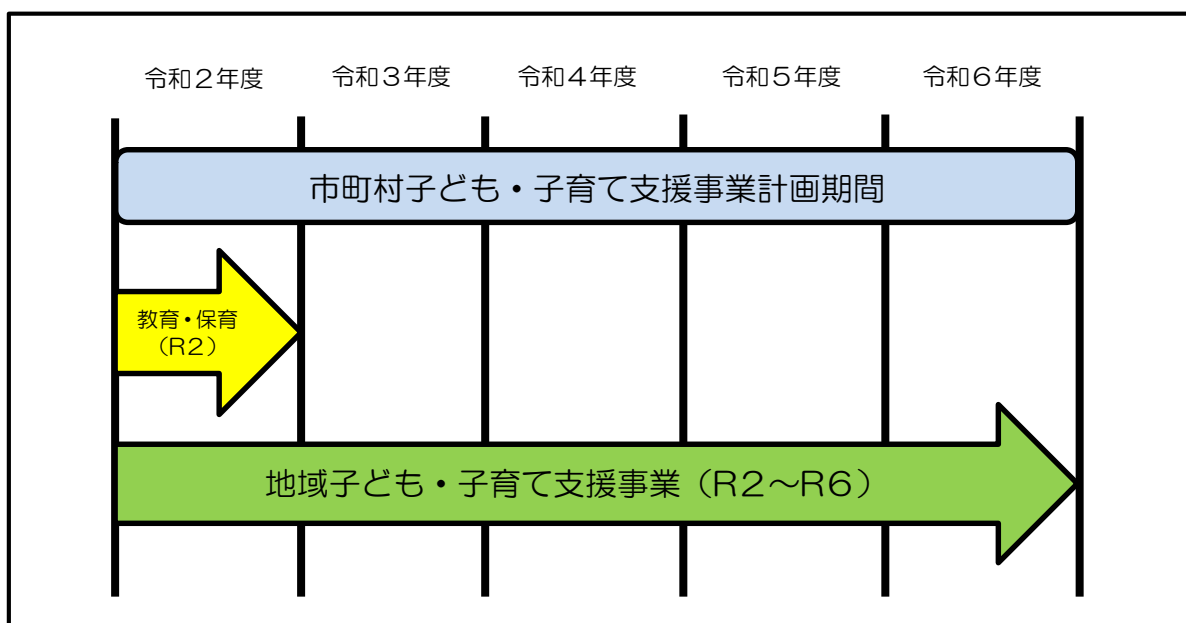
◎教育・保育の提供体制

⇒ 令和2年度末（「子育て安心プラン」の目標年次）までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。

◎地域子ども・子育て支援事業の提供体制

⇒ 令和6年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。

確保方策のイメージ



2. 教育・保育の確保にあたっての教育・保育給付認定と施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

3. 教育・保育にかかる確保方策の方向性

本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制の確保を進めていきます。

既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行や、恒常的に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

※ただし、既存施設の活用によって提供体制が確保できない場合は、地域のニーズを踏まえ、公立幼稚園等での3歳児受入れや、地域型保育事業所の新設による確保を検討します。

4. 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国基本方針の規程に基づき、令和6年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取組を進めていきます。

①「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対応するため、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけでなく、地域の実情に応じた事業内容の充実をはじめとした、「質の向上」に向けた取組を進めていきます。